長 野 県 神 社 庁 報　第133号

令和３年８月１日発行：長野県神社庁 庁報発行委員会・庁報編集委員会
（長野市箱清水1-6-1　電話026-232-3355　FAX026-233-2720）

戸隠神社式年大祭に際して新調された「御鳳輦」

目次

目次・日誌抄　2
コロナ禍における
　神社庁諸行事の現状について　3
献幣使参向神社新規指定について　4
戸隠神社式年大祭斎行　7
事務所備付書類の提出について　10
神社本庁表彰・寄附者顕彰　13
新任神職の横顔・辞令　14
令和三年度神社庁歳入歳出予算書　16
令和三年度災害救助慰藉予算書　17
暑中見舞い

日誌抄

（令和二年十二月～令和三年六月）

令和二年　十二月

一日　月次祭
九～十日　第六十六回伊勢神宮新穀感謝祭
十八日　理事支部長合同会議

令和三年　一月

二日　月次祭
十三日　正副庁長会
二一日　東海五県神社庁事務研修会
　三重県当番

二月

一日　月次祭
八日　正副庁長会
十六日　理事会
二六日　東海五県神社庁庁長参事会
　三重県当番

三月

一日　月次祭
三日　神宮大麻暦頒修奉告祭

五日　神宮大麻暦頒布終了祭　於神宮
十六日　総代会定例代議員会
十九日　神社庁長会
二四日　事務担当者会
二四日　第九十八回神社庁定例協議員会
二九日　神政連長野県本部代議員会

四月

一日　月次祭
二日　総代会役員会
六日　提出書類未提出神社対策委員会
　理事会
十二日　教化部調査委員会
十三日　教化部青少年対策推進委員会

五月

一日　月次祭
十二日　東海五県神社庁庁長参事会
　愛知県当番
二七日　神社本庁定例評議員会
　常任委員会
二八日　神社庁長会

六月

一日　月次祭
三日　教化部祭祀委員会
　正副委員長会
二二～二三日
　神社庁事務担当者会
　於神社本庁
二四日　教化部教化委員会　於深志神社
二九日　監査会

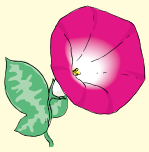

コロナ禍における神社庁諸行事の現状について

昨年より続く新型コロナウイルス感染症による社会への多大な影響は、未だ収まるところを知らず神社においても同様です。

長野県神社庁でも毎年恒例の以下の行事については感染拡大防止のため前年に続きやむ無く開催中止、または大きく縮小しての開催となりました。

併せて教化部各委員会及び各支部・支会・関係団体についても同様に会議や行事また研修会の開催が取り止めとなりました。

今後の行事予定についても感染状況により昨年同様に神殿例祭・神宮大麻暦頒布始奉告祭・第七十六回連合大会等についても開催方法や規模を変更する場合が御座います。

各行事とも開催方法等の詳細が確定後、順次各支部を通じてご通知申し上げます。

○規模を縮小または延期して開催

第六十六回伊勢神宮新穀感謝祭
※神社庁役員を中心に二十名で実施
神宮大麻暦頒修奉告祭（於　神社庁）
※祭員及び参列者を縮小して斎行
神宮大麻暦頒布終了祭（於　神宮）
※神社本庁役員のみ参列にて斎行
神社本庁定例評議員会
※常任委員会に代えて開催
神社本庁創立七十五周年記念大会
※開催延期予定（日程等未定）

○開催を中止

神宮大麻頒布研修会（十二月）
総代会支会長会（十二月）
新年初会議（一月）
教化部合同委員会（一月）
別表特別神社宮司会（一月）
沖縄信濃の塔慰霊祭奉仕（二月）
東海五県神社庁教化神政連合同会議（二月　三重県当番）
県内各地区氏子総代研修会（二～三月）
神宮大麻暦頒布春季推進会議（三月）
子供参宮団（三月）
神職総会（三月）
東海五県神社庁連合総会（五月　愛知県当番）
神宮評議員会（六月）
教化部合同委員会（六月）
靖國神社参拝旅行（八月）
※八月予定でしたが開催中止を決定

献幣使参向神社新規指定について

～本庁幣供進と献幣使参向の意義～

長野県神社庁では新型コロナウイルス感染症における今日のような困難な時にこそ、一日も早い平安を祈る国民の祈りを直接御祭神に申し上げるべく、令和御大典を寿ぐ記念事業の一環として新たな献幣使参向神社及び幣饌料供進神社を募ることとなりました。

各宮司並びに総代の皆様におかれましては既に御承知の事と存じますが、今日までの神社祭祀の歴史や伝統を踏まえ、献幣使参向についてご検討をお願いします。

本庁幣供進に関する規程

（昭和三十三年七月一日施行）

第一条　本庁は、全国神社の総意に基づいて神社の神徳を顕揚し、斯道の興隆を祈願し、奉賛の誠を捧げる趣旨で、神社の例祭、鎮座祭、本殿遷座祭及び式年祭に本庁幣を供進する。

○本庁幣とは

神社本庁包括下の神社には、毎年の例祭に際して、先の規程によって神社本庁より全国神社の総意に基づき「本庁幣」が供進されます。

御神前に神饌とは別に幣帛（現在は現金を以て代える）を捧げる伝統は古く約一一〇〇年前の平安時代中期に制定された『延喜式』にも御神前に幣帛を奉る神社の一覧が残されており、国家を挙げて神社に幣帛を捧げる伝統は、今日は神社本庁が継承し「本庁幣」という形で本庁・神社庁・支部を経由し宮司の責任にて御神前に供進する事と定められております。

よって神社例祭には必ず「本庁幣」を御神前にお供え頂きますようお願い申し上げます。

本庁幣供進について、全国神社の中でも信仰が篤く御神威あらたかな神社に対しては、より丁寧で厳粛な形にて「本庁幣」を捧げ御加護を祈るため神社本庁から「献幣使」が派遣されます。

○献幣使とは

古来より朝廷や国家にて制度が整えられ「奉幣使」「幣帛供進使」とも称し、貴族や県知事や市町村長等の公職者が参向し、国家・国民を代表して御神前に額ずき国家安泰の祈りを捧げてきた重い歴史があります。

これら「奉幣使」や「幣帛供進使」の制度を継承した今日の「献幣使」には上記規程の六条により鎮座地の神社庁長（又は庁長代理として副庁長・理事）が参向しています。

各神社に献幣使として参向する者も過去の制度と同じく長野県内の神職・氏子はもとより全国の神社関係者、ひいては国民を代表して御神前に参りますので、前日より身を清めて御祭神に対し国家の安寧、また御当地の繁栄を

一心にお祈りする役割は何ら昔と変わりありません。

なお、地域の崇敬が篤いながらも社殿の規模など事情により献幣使の参向が難しい神社に対しては、神社本庁供進の「本庁幣」に加え、長野県神社庁独自の「幣饌料供進神社」制度にて「幣饌料」を供進し、献幣使参向に準じた形として、より強く長野県民崇敬の真心を捧げる制度も整えています。

「本庁幣」「幣饌料」は国民や県民の敬神の真心が込められた非常に大切なもので神社本庁及び神社庁でも幾重にも祓いを重ねた清浄なものです。

献幣使が参向しない神社でも「本庁幣」や「幣饌料」の取り扱いについては特に慎重でなければなりません。

○献幣使の役割

「国家の宗祀」と定義されていた戦前期においては、祭祀の主催者は神社ではなく国家であり、御神前に捧げる「幣帛料」も皇室又は国家より支出され、それを持参します「幣帛供進使」を以て祭祀の主催者として、宮司よりも上位であると認識されていました。

今日の「献幣使」は、制度上では国家と何ら関わりはありませんが、その役割は過去の制度と同じく国民を代表する然るべき者が直に御祭神に対し公の祈りを捧げる性格は、我が国の歴史上一貫して現在まで護持されています。

今日までの歴史からも国家を挙げて非常に重んじられてきた献幣使参向の伝統は、次代へ継承する義務を負う神職や総代の立場にある我々が誰よりも率先して護持しなければなりません。

○献幣使参向時の例祭行事

献幣使参向神社では宮司以下職員に加え「献幣使」一名と「随員」一名も一緒に祭典奉仕をします。

献幣使が持参します「本庁幣」は国民の祈りが込められた大変重要なものであり、祭典でもその扱いは最も丁重なものとなります。

「本庁幣」は、大角（だいかく）に載せて参進の際は唐櫃（からひつ）に納めて社務所又は斎館より献幣使と共に社殿へ参進します。

①唐櫃にて参進する「本庁幣」

大角に載せ唐櫃に納めた「本庁幣」

社殿に到着しました「本庁幣」は宮司祝詞奏上の後、献幣使に随行します「随員」より神社の権宮司又は祢宜など、宮司に次ぐ立場の神職に伝達して御神前に捧げられます。

②「随員」より伝達される「本庁幣」

そして、献幣使が御神前にて国家国民を代表して国家安泰の祭詞を奏上し、玉串を奉り拝礼します。

④「献幣使」玉串拝礼

③「献幣使」祭詞奏上
この間は宮司以下神職と参列者全員が平伏する

現在、新型コロナウイルス感染症にて神社も大変な影響を受けています。

しかし長い日本の歴史を振り返ると、先人達は今日のような先の見えない日々の中でも神々へ一心に祈りを捧げてきた歴史があります。

今日まで継承されてきた神社祭祀の歴史と伝統を顧みましても、例祭では献幣使が参向して御奉仕する姿こそが御祭神に対して最も丁重であり、また祭典がより一層厳粛なものとなり御神徳の顕揚につながるものと思います。

皆様の神社におかれましても、先人達が懸命に護持継承されてきた神社祭祀の歴史や意義を御理解頂きまして献幣使参向について何卒、前向きなご検討をお願い申し上げます。

写真提供
①③戸隠神社　（長野市戸隠鎮座）
②④大宮熱田神社　（松本市梓川鎮座）

コロナ禍における
令和三年戸隠神社式年大祭
「清明（さやけ）～令和の岩戸開き～」
令和三年四月二十五日～五月二十五日

古来、戸隠神社式年大祭は数え七年に一度、丑年と未年に行われます。毎回、善光寺御開帳と時を重ね、北信濃の春に賑わいをもたらして来ました。しかし今回は未曽有のコロナ禍に見舞われ、様々な催事が中止や延期に追い込まれる中、善光寺御開帳も一年延期となり、式年大祭開催も危ぶまれることとなりました。戸隠神社責任役員はじめ、一山関係者での検討の結果、式年の意義に則り、平成末期から令和にかけて災害など立て続く中、特には新型コロナウィルス感染症の鎮静を祈願する意味を込めて、大祭のメインテーマを「清明（さやけ）～令和の岩戸開き～」と定め、予定通り斎行することとしました。

清明（さやけ）とは、天の岩戸開きの神話を記した文献に見え、岩戸が開くことによって、文字通り清らかな明るい清々しい世界が戻ったことを喜ぶ言葉です。長野県無形民俗文化財に指定されている戸隠神社太々神楽のクライマックス「岩戸開きの舞」にも出てきます。宮司による大祭の主だった祝詞にはその祈願が込められ、大祭期間中、中社・宝光社で連日行われる特別朝拝に於いても、その鎮静を参列者共々大神様に御祈念申し上げました。

天の岩戸開き

式年大祭の本義は、式年の年に中社・宝光社の神々が本社である奥社にお渡りになり、その間の諸事ご報告をなさることにあります。

五月九日「渡御の儀」は、宝光社の天表春命（あめのうわはるのみこと）が、此度新調した御鳳輦（ごほうれん）にお乗りになり、約三キロの道のりを通常ですと五百メートルに及ぶ行列を仕立てて中社にお渡りになられます（今回は感染防止の観点から規模縮小により約二百メートルの行列）。

5月9日　渡御の儀
中社境内に御鳳輦が参入

期間中程の五月十五日には、本社（奥社）・九頭龍社の祈年祭と併せ、「奥社

奉告祭」が斎行されました。これも此度新調された奥社神輿に、中社の天八意思兼命（あめのやごころおもいかねのみこと）と、中社に御同座の天表春命をお遷しし、雅楽の道楽と共に行列を仕立てて奥社まで登ります。暫し御同座の後、同じく行列で中社へお戻りになられる、一日掛りのお祭りです。

５月15日　奥社奉告祭

五月二十三日、中社に御同座の天表春命が宝光社へお帰りになられる「還御の儀」に於いては、渡御同様に規模を縮小しながらも賑々しく執り行われました。

５月23日　還御の儀

四月二十五日「式年大祭執行奉告祭並びに離山仏着山式」から始まり、五月二十五日「式年大祭終了奉告祭並びに帰山仏離山式」で終了するまで、宝光社社殿内に於いては、御神座回廊特別参拝・御印文拝戴・離山仏里帰り拝観など、本来の戸隠信仰に触れて頂ける機会でもありました。

中社社殿に於いては、式年大祭特別祈祷・太々神楽奉納が連日行われ、中社・宝光社二社では、毎朝の御日供祭に一般の方々に御参列頂ける式年大祭特別朝拝も行いました。これらの企画は感染防止の観点から、マスク着用・手指消毒・検温・人数制限等を設け粛々と行いました。

他にも通常ですと連日社頭を賑わす神賑行事が行われるのですが、今回は最小限度に抑えざるを得ませんでした。

５月25日　式年大祭執行奉告祭
並びに帰山仏離山式

式年大祭前年祭に於いては、記念事業兼御大典記念として八十四年ぶりに中社大鳥居の建て替えがなされ、昨年十一月一日に竣功しました。昨年七月からは、戸隠観光情報センターに於いて「式年大祭パネル展」を開催し、徐々に大祭の気運を促しました。

また、メインテーマの「清明（さやけ）」という曲を、世界的シンセサイザー奏者である喜多郎さんに作曲を依頼し、今年四月四日（二十四節気「清明（せいめい）」の日）に、中社社殿に於いてご奉納頂いております。この曲は今後、戸隠のイメージ曲として大切に使わせて頂きます。尚、ＣＤ盤は戸隠神社授与所・戸隠観光情報センターにてご用意しております。

４月４日　中社社殿での奉納演奏

今回の式年大祭は、新型コロナウィルス感染拡大の真っただ中で行うにあたり、感染防止策を十分に施し、規模縮小ながらも無事終えることができました。様々なお立場の大勢の方々にご協力賜り、古式に則り変わることなく斎行されましたこと、また天候にも恵まれ、内外に広く広報できないながらも、予想以上の賑わいを以て無事終了できましたことは、大神様のご加護によるものと深く感謝申し上げます。

清明（さやけ）の祈りが神々の下に届き、一日も早く穏やかな令和の御代が訪れますことを心よりお祈りした式年大祭でした。

【主な感染対策】

※御祭神の威厳を保てる範囲内に於いて検討し実施

○渡御・還御に於ける対策

・神幸行列での密を避ける為、約三キロ中二キロ程は鳳輦を担がずトラックで移動する

・稚児行列は行わず、着装後の写真撮影のみ

・地区内獅子神楽連は、抱き獅子で人数を制限し幟のみ出す、また神楽奉納は宝光社組と中社組に限定。

・行列参加の来賓・奉賛員の人数制限及び社殿内での距離の確保

・奉仕者及び来賓全員マスクを着用

・二週間前より参加者の体調調査票の記入を義務とする　等

○期間全般に於ける対策

・社殿内での密集防止のため、特別朝拝・特別祈祷・太々神楽拝観・宝光社御神座回廊参拝等の一回毎の拝観人数を制限

・マスクの着用　手指消毒　検温・体調確認を必須とする

・神柱参拝・御印文拝戴時等、参拝者が直接触れることを避ける為、大権現守護札を介して行う

・直接触れる可能性のあるものは逐次消毒を行う

・広報に於いては、感染対策の依頼を表記し、積極的な勧誘に繋がる表現は避ける　等

事務所備付書類の作成と提出について

～神社が果たすべき社会的責任～

我が国では「宗教法人」として登記された団体に対しては「事務所備付書類」の作成及び所轄庁への提出が法律により定められております。

近年は企業を始めとする「法人」の法令遵守や社会的責任への社会の目は厳しくなっており、所轄庁もそれに応じて対応が強化されつつあります。

宗教法人はこのような様々な「法人」の中でも特に「公共の福祉」のみを目的としていることからも率先して以下の法律を遵守しなければなりません。

長野県神社庁でも、このような近年の社会状況を踏まえ本年の重点施策の一つとして「事務所備付書類」に関して提出の徹底を進めることとしましたので、趣旨ご賢察の上、皆様の御協力をお願い申し上げます。

宗教法人法

（財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出）

第二十五条

宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

２　宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一　規則及び認証書

二　役員名簿

三　財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

四　境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類

五　責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

六　第六条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

３　宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

４　宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

５　所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

上記は、神社を始めとする我が国で宗教法人として登記された全ての法人に義務として課された法律です。

皆様の神社でも、この法律に則り毎年定められた書類を宮司が作成し支部・県神社庁を経由し所轄庁（長野県庁）へ提出を頂いております。

宮司は祭典奉仕だけでなく、法律により様々な書類の作成や提出も課されており、その履行責任は宮司一人のみならず神社の役員全員に及びます。

何故これら書類を作成し提出しなければならないのか、改めてその経緯を御理解頂き、未提出の神社におかれましては宮司と協力して作成や提出にお取り組み頂きますようお願いします。

◎書類提出義務化の理由

我が国に於いては憲法にて信教の自由が保証されており、宗教活動を行う事に対して何人も制限を加える事は出来ません。

よって宗教活動に使用する土地（境内地）や建物（社殿・社務所等）には固定資産税は課税されません。

（但し山林や宅地など「境内地」以外の不動産や駐車場貸付などの収益事業には他の法人同様に課税されます）

宗教法人たる神社が行う諸活動は全て神社規則に記される目的の通り「祭祀を行い御祭神の御神徳を広め崇敬者を教化育成し、社会の福祉に寄与する」為だけに活動しなければなりません。

しかしながら、このような非課税という待遇は他の会社法人等から見ると非常に優遇されているように受け取られ、他の法人同様に一律課税すべきとの意見は常に見られます。

このような優遇処置を得る為、実態の無い宗教法人の乱立や、不活動状態の宗教法人の不法売買、法人規則に定められた本来の宗教活動を放棄し詐欺的な物品を授与品と称して高額喜捨の強制、専ら宗教活動に資すべき非課税の「境内地」を他者に貸し付け不当な利益を得るなど、宗教活動と称し反社会的な活動をする団体や事件が報道されるたびに宗教法人全体に対し不信感を抱かれています事は御承知の通りです。

その極致が平成七年に発生した地下鉄サリン事件を始めとする某団体による重大事件であり、反社会的な教義や、認証された規則とかけ離れた活動を行う宗教法人が野放しで存在する現状に、所轄庁でも宗教法人の実態把握の徹底を要望する国民の声に応えて、同年に法律が罰則規定を含め改正され、毎年度の作成と提出が義務化されました。

上記の法律に定めた備付書類の作成及び常時閲覧可能な状態保持を義務付け、更にその内の定められた書類の写しを毎年提出させる事で所轄庁（都道府県庁）では活動実態を継続的に確認しています。

これらを怠ると前述のような規則と乖離した運営がされているのではないかとの不要な疑惑を持たれ、結果として適正に運営している全国の宗教法人全体へも社会から一層不信感を向けられる事になりかねません。

平たく言えば一神社の怠慢で神社界全体が迷惑を被るという事です。

備え付けや提出など法律履行の責任は「役員名簿」に記載されます宮司以下役員全員にも波及する内容となりますので作成と提出について毎年度確実に行われているか役員の皆様も常に気に掛けて頂きますようお願いします。

◎作成・提出について

所轄庁に提出する書類は、先の宗教法人法にて定められた宮司以下責任役員全員の氏名住所が記載された「役員名簿」及び会計年度末時点で神社が保有している土地・建物等を記載した「財産目録」及び「収支計算書」（収支計算書は作成していれば提出義務があります）の写しであり、あくまでも原本は神社にて保管しておくものです。

これら書類作成は、代表役員たる宮司の責任にて作成する事となり、書類様式も本庁包括神社では全国統一の様式がありますので宮司に御確認下さい。

本書類を毎年作成する事により、所轄庁は勿論、神社側においても現状を客観的に確認する事が出来ますので、毎年欠かさず作成をお願いします。

提出方法も長野県神社庁では、本年より提出のルールを全支部合意の下に改めて統一を図り、全ての神社は所属支部を通じて神社庁に提出し、神社庁から提出状況を確認した後に一括して長野県庁へ提出する事と決まりました。

支部及び神社庁でも各法人が適正に運営されているか把握すると共に、未提出の神社に対しては書類作成等のサポート体制を整えております。

これまで直接県庁へ提出するなど原則を無視した神社もあるようですが、今後は必ず支部への提出をお願いします。

最後に改めて、所轄庁への備付書類の提出については、法律により例外なく我が国の全ての宗教法人に平等に課された義務です。

その履行責任も「役員名簿」に記載された役員全員に及びますので宮司と連携を緊密にして適正な神社運営をお願い申し上げます。

作成及び提出についてはご不明な点あれば支部事務局又は神社庁にお問い合わせください。

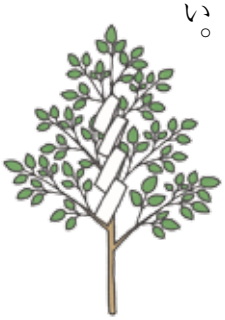

寄附者顕彰　令和二年十二月～

神社本庁統理感謝状　三百万円以上寄附

支部名	神社名	鎮座地	氏名
上小支部	横尾神社	上田市	渋澤富治

長野県神社庁長感謝状　三十五万円以上寄附

支部名	神社名	鎮座地	氏名
飯伊支部	矢高諏訪神社	飯田市	有限会社 牧野工業 代表取締役 牧野一成
松塩筑支部	建部社	塩尻市	セイコーエプソン㈱ 広丘事業所
松塩筑支部	槻井泉神社	塩尻市	㈱丸谷建設

神社本庁表彰式　功労者を顕彰

奉仕神社の施設経営に尽力した功労者、敬神の念が篤く多年神社の経営に協力した功労者として、本年は以下の六名を含めた全国の神職・役員・総代等二五七名が表彰規程に基づき表彰の栄に浴されました。

さらに本年は神社本庁設立七十五周年を記念し、以下の方々に対しても永年の神明奉仕への御功績に対し記念表彰が贈られました。

尚、五月二十六日に開催予定であった表彰式については残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して開催が延期となりました。

○令和二年度功績表彰

表彰規程第二条第二号　表彰状

小野神社宮司　宇治橋　淳

表彰規程第三条第二号　表彰状

八幡社宮司　大塚　利彦
長沼神社宮司　長沼　忠行
諏訪神社宮司　久山　勝彦

表彰規程第三条第三号　表彰状

諏訪大社大総代　笠原　透
深志神社役員　飯島　和彦

○神社本庁設立七十五周年記念表彰

十年以上勤続の本庁役員、評議員、職員及び神社庁の役職員

長野県神社庁庁長　宇治橋　淳
長野県神社庁録事　小穴　真希
長野県神社庁録事　山岸　孝爾
長野県神社庁録事　櫻井　龍一

五十年以上勤続の神職

御射山三社宮司　唐沢　克忠
諏訪神社宮司　島田　悦子
鹽竈神社宮司　大澤　明三
長野縣護國神社宮司　奥谷　一文
阿禮神社宮司　塩川　秀實
神明宮宮司　永持はな子
日吉神社宮司　小平　弘起
芋川神社宮司　近藤　邦彦
中牧神社宮司　小口　公倫
天満宮宮司　大澤　奉紀
柴神社宮司　瀧澤けい子

教化又は神社の興隆に功労ある者

御嶽神社宮司　滝　和人
熊野出速雄神社宮司　武藤　美登
和泉神社宮司　遠藤　久芳
大平神社宮司　熊谷　睦男
八劔神社宮司　宮坂　清
大宮熱田神社宮司　山田　充春
武水別神社宮司　堀内　潔人
佐良志奈神社宮司　豊城　憲和
教誨師　宮坂　信廣

神社の総代又は責任役員にして功労顕著な者

加保戸神社役員　宮澤　邦彦
大御食神社顧問　赤須　弘侑
鼻顔稲荷神社役員　水澤　健治
健御名方富命彦神別神社役員　伊倉　順治
若一王子神社役員　山本　勝洋
諏訪大社大総代　笠原　透
穂高神社名誉総代　小河　深美

神宮大麻頒布功労者

諏訪神社宮司　佐々木宗昭
子檀嶺神社宮司　清住　宗廣
四柱神社宮司　宮坂　信廣
湯福神社宮司　齋藤　安彦
小井川賀茂神社宮司　有賀　寛典
宇賀神社宮司　宮川　滋彦
八王子神社宮司　平林　秀文
若一王子神社権祢宜　室川　東

新しく任命された神職を紹介します

新任神職の横顔

横越（よこごし）　則久（のりひさ）
二十五歳
諏訪大社　権祢宜
諏訪支部

この度、諏訪大社権祢宜を拝命いたしました。

神職としての第一歩を踏み出すことになりますが、それと同時に氏子の方々を始め、様々な方々からの見られ方をより一層気にする必要があると思います。

今後はこれまで以上に神明奉仕に励むのは勿論の事、私生活も振り返り正していこうと思います。

皆様御指導御鞭撻の程宜しくお願いいたします。

滝（たき）　智重（ともしげ）
三十四歳
御嶽神社　権祢宜
木曽支部

この度、王滝口御嶽神社の権祢宜を拝命いたしました。

当神社は、自然豊かで夏には登山、冬にはスキーと娯楽性に富む御嶽山を御神体として祀っていますが、近年は平成二十六年の噴火や昨今の疫病の流行により、参拝者が減ってきています。

今後は、古来より続く祭祀を最重視しながらも、今の時勢に適合する、皆様のための神社、神職を目指して先輩方の御指導も頂きながら日々精進して参りますのでよろしくお願いいたします。

平山（ひらやま）　甲之介（こうのすけ）
二十八歳
御嶽神社　権祢宜
木曽支部

大学を卒業して東京の神社にて五年奉職し、去年四月より御嶽神社に異動し、本年六月に御嶽神社権祢宜を拝命いたしました。

御嶽山は東京の神社とは異なる信仰のため、日々勉強であります。経験を活かしつつ、地域のため、神様のためという初心を忘れず、御奉仕したいと思います。

若輩者ではございますが、精一杯の努力をいたしますので県内神職の皆様よりご指導を頂きますよう、お願い申し上げます。

穂高（ほたか）　克彦（かつひこ）　三十一歳
穂高神社　権祢宜
南安曇支部

この度、四月一日付で、穂高神社権祢宜を拝命いたしました。

今年は昨年からのコロナ禍が続いており行動が制限されることが多くなっていると思います。

これを機に自分が神職として、奉職神社、地域の方々、並びに神道界に何ができるかを考えて貢献できますよう努めてまいりたいと思います。

まだまだ未熟ではありますが、日々努力してまいりますので、諸先輩方より御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

辞令

令和二年十二月～

神社名	本兼職務	氏名	月日	支部名
昇級・神職身分特級				
小野神社	宮司	宇治橋　淳	二・三	松塩筑
昇級・神職身分一級				
穂高神社	宮司	穂高　光雄	三・一	南安曇
任命				
治田神社	兼宮司	竹内　忠男	一・一	更級
神明社	兼宮司	名取　人利	一・一	諏訪
八幡神社	兼宮司	名取　人利	一・一	諏訪
八幡神社	兼宮司	三浦　善文	一・一	飯伊
牛島神社	兼宮司	宮澤　和彦	三・十九	上高井
社宮司社	兼宮司	竜野　太一	四・一	北佐久
諏訪神社	兼宮司	竜野　太一	四・一	北佐久
熊野社	兼宮司	小林　卓也	四・一	北佐久
大山祇社	兼宮司	小池　睦	四・一	諏訪
諏訪神社	兼宮司	林　幸男	四・一	飯伊
神明社	兼宮司	脇坂　憲治	四・一	飯伊
若宮八幡神社	兼宮司	脇坂　憲治	四・一	飯伊
熊野神社	兼宮司	脇坂　憲治	四・一	飯伊
上栗八幡社	兼宮司	脇坂　憲治	四・一	飯伊
布施田神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
信國豊神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
富倉神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
倉本神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
伊勢神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
冨滝神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
大川神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
旭神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
加保戸神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
三桜神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
諏訪神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
那珂蘇祢神社	兼宮司	宮本　環	五・一	飯水
諏訪社	兼宮司	遠山　赳	六・一	飯伊
諏訪神社	兼宮司	鷹野　健	六・一	南佐久
神明社	兼宮司	金田　伸由	六・十五	飯伊
昇任				
諏訪護國神社	祢宜	久保田正彦	一・一	諏訪
新任				
床尾神社	宮司	小林　寛	一・十五	松塩筑
諏訪大社	権祢宜	横越　則久	四・一	諏訪
穂高神社	権祢宜	穂高　克彦	四・一	南安曇
御嶽神社	権祢宜	滝　智重	六・一	木曽
御嶽神社	権祢宜	平山甲之介	六・一	木曽
辞職				
神明社	兼宮司	有賀　寛典	十二・三十一	諏訪
八幡神社	兼宮司	有賀　寛典	十二・三十一	諏訪
社宮司社	兼宮司	渡邊　修	三・二十一	北佐久
諏訪神社	兼宮司	渡邊　修	三・二十一	北佐久
諏訪神社	兼宮司	奥田　栄	三・二十一	飯伊
神明社	兼宮司	奥田　栄	三・二十一	飯伊
若宮八幡神社	兼宮司	金田　末弘	三・二十一	飯伊
熊野神社	兼宮司	金田　末弘	三・二十一	飯伊
上栗八幡社	兼宮司	金田　末弘	三・二十一	飯伊
信國豊神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
富倉神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
倉本神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
伊勢神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
冨滝神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
大川神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
旭神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
加保戸神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
三桜神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
諏訪神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
那珂蘇祢神社	兼宮司	宮本　克彦	三・二十一	飯水
諏訪社	兼宮司	奥田　栄	五・二十一	飯伊
退職				
治田神社	宮司	宮西　秀貴	十一・三十一	更級
三嶽神社	祢宜	宇治橋克彦	二・二十八	松塩筑
諏訪神社	宮司	畠山　教夫	三・三十一	南佐久
神明社	宮司	金田　末弘	三・三十一	飯伊
布施田神社	宮司	宮本　克彦	三・三十一	飯水
帰幽　謹んで御霊の安らかなることをお祈りいたします				
泰務神社	職名	氏名	帰幽日	支部名
戸隠神社権祢宜	階位・身分	横倉　英起	五・十	上水内

令和３年度長野県神社庁歳入歳出予算書

歳入の部　（単位：円）

款	科目	予算額	前年度予算額	比較増減△	附記説明
1	幣帛幣饌料	740,000	740,000	0	神社本庁より
2	交付金	115,718,000	120,228,000	△4,510,000	本庁交付金
3	負担金	34,025,000	33,980,000	45,000	支部負担金、神社負担金、神職負担金、特別寄贈金
4	協賛金	6,000,000	6,000,000	0	特別協賛金、寄付金
5	財産収入	500,000	500,000	0	財産利子配当金
6	補助金	120,000	120,000	0	神社本庁より参事給与補助金
7	各種証明料	2,920,000	2,920,000	0	神職任命・登録料、承認料、各種手数料・証明料、階位授与交付金
8	諸収入	2,500,000	2,500,000	0	賽物収入、雑収入
9	管理費収入	600,000	600,000	0	庁舎管理費収入、関係団体管理費収入
10	過年度収入	200,000	200,000	0	
11	繰越金	18,677,000	14,212,000	4,465,000	
	合計	182,000,000	182,000,000	0	

歳出の部　（単位：円）

款	費目	予算額	前年度予算額	比較増減△	附記説明
1	神宮神徳宣揚費交付金	54,874,346	57,019,429	△2,145,083	支部を通じて各神社へ
2	幣帛幣饌料	8,700,000	8,700,000	0	別表及特別神社、本務・兼務神社、献幣使参向神社、幣饌料供進神社、献幣使・随員旅費等
3	会議費	5,200,000	5,400,000	△200,000	会議旅費、諸費
4	庁務費	45,160,000	43,914,000	1,246,000	神事費、儀礼費、役員報酬、諸給与及び福利厚生費、需要費
5	負担金	27,008,640	29,700,624	△2,691,984	神社本庁へ
6	事業費	17,900,000	17,300,000	600,000	大麻関係費、教化部費、庁報発行費、神社振興対策費、職員研修費、東海五県連合会費等
7	研修諸費	200,000	200,000	0	神社庁研修諸費
8	庁舎維持費	660,000	660,000	0	修繕費、設備費、火災保険費
9	交付金	3,400,000	3,400,000	0	神職会、総代会、災害慰藉特別会計各交付金
10	積立金	3,500,000	3,500,000	0	基本金積立金、役職員退職積立金、五県連合総会積立金、神道昂揚資金積立金等
11	補助金	50,000	50,000	0	時局対策費
12	新庁舎建設調査費	800,000	1,000,000	△200,000	新庁舎建設特別委員会　会議費・調査諸費等
13	予備費	14,547,014	11,155,947	3,391,067	
	合計	182,000,000	182,000,000	0	

令和３年度長野県神社庁災害救助慰藉特別会計歳入歳出予算書

歳入の部　（単位：円）

	科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減△	附記説明
1	負担金	3,305,000	3,300,000	5,000	支部負担金、神職掛金
2	災害救助慰藉特別会計交付金	700,000	700,000	0	神社庁、総代会
3	本庁見舞金	150,000	150,000	0	
4	雑収入	1,000	1,000	0	雑収入
5	繰越金	5,844,000	5,849,000	△5,000	
	合計	10,000,000	10,000,000	0	

歳出の部　（単位：円）

	費目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減△	附記説明
1	災害慰藉費	3,685,000	3,685,000	0	神社災害慰藉費、神社総代慰藉費、神職災害慰藉費
2	神職掛金	2,105,000	2,100,000	5,000	神職掛金積立金
3	本庁災害慰藉費	250,000	300,000	△50,000	災害対策資金
4	運営費	60,000	60,000	0	事務費、旅費、雑費
5	予備費	3,900,000	3,855,000	45,000	
	合計	10,000,000	10,000,000	0	

舞　見　中　暑

諏訪大社

上田市下之郷中池西七〇一
生島足島神社
宮司代務者　池内宣裕
氏子総代長　松澤繁樹
職員総代一同

戸隠神社
名誉宮司　藤井茂信
宮司　水野邦樹
他　職員一同

穂高神社
名誉宮司　小平弘起
宮司　穂高光雄
職員一同

松本市美須々六番一号
長野縣護國神社
宮司　奥谷一文
他　職員一同

松本市
四柱神社
宮司　宮坂信廣
他　職員一同
http://www.go.tvm.ne.jp/~yohashira

深志神社
名誉宮司　遠藤久芳
宮司　牟禮仁
他　職員一同

諏訪市茶臼山鎮座
手長神社
宮司　前島正

武水別神社
宮司　堀内潔人
他　職員一同

大町市大字大町二〇九七
若一王子神社
宮司　竹内直彦

木曽総社
御嶽神社
宮司　武居哲也

木曽御嶽王滝
御嶽神社
宮司　滝和人

飯田市浜井町
破魔射場鎮座
冨士山稲荷神社
宮司　市原貴美雄
職員総代一同

佐久総社
新海三社神社
宮司　井出行則
総代長　丸山勝雄
佐久市田口鎮座

上田市常田鎮座
総社大宮
科野大宮社
宮司　今井貴美
総代会長　宮下憲治

上田市中央北鎮座
眞田三代崇敬社
大星神社
宮司　関口守和
祢宜　工藤康高
総代長　山崎建治

飯山市小菅の里鎮座
小菅神社
宮司　鷲尾隆男
総代会長　小林忠雄

上伊那郡辰野町
三輪神社
宮司　矢島正稔

上伊那郡飯島町
梅戸神社
宮司　今井泰
祢宜　茅野理也
権祢宜　今井佑

上伊那郡辰野町小野
矢彦神社
宮司　立澤寿江
祢宜　立澤俊輔
総代会長　白鳥義政

暑中見舞

大御食神社
宮司 白鳥俊明
祢宜 白鳥操子
権祢宜 富岡清彦
総代会長 新井亮男

木曽郡木曽町福島鎮座
水無神社
宮司 宮田利彦
祢宜 宮田伊織

あづみ野
住吉神社
宮司 飯田泰之
氏子総代会長 嶋田茂

松本市梓川梓鎮座
大宮熱田神社
宮司 山田充春

上水内郡小川村小根山鎮座
小川神社
宮司 宮下俊樹
祢宜 太田陽一
総代長 大日方健治

七二会鎮座
式内社
守田神社
宮司 矢澤龍一
主任総代 酒井健次
会計 成田眞一

木曽郡木曽町開田高原西野
八幡宮
宮司 神田肇
祢宜 毛利ゆき乃

長野市箱清水鎮座
湯福神社
宮司 齋藤安彦
祢宜 齋藤英之
権祢宜 齋藤友加里

長野市東町鎮座
武井神社
宮司 齋藤吉睦

長野市松代町鎮座
象山神社
宮司 瀧澤基
祢宜 瀧澤けい子
権祢宜 瀧澤理恵

岡谷市小井川鎮座
小井川賀茂神社
宮司 有賀寛典

飯田市八幡町一九九九
鳩ヶ嶺八幡宮
（重要文化財誉田別尊神像）
宮司 伊原義雄
総代会長 甲山明

国宝
仁科神明宮
大町市社宮本
宮司 松井秀吾
氏子総代会長 宮崎栄介

伊那市荒井区
荒井神社
宮司 唐沢克忠
祢宜 唐沢光忠
総代会長 鈴木一比古

長野市岩石町鎮座
えびすの神
西宮神社
宮司 丸山肇
役員総代一同

安曇野市穂高有明字宮城
彫刻で名高き裕明門
有明山神社
宮司 山崎佳宏
総代会長 塚田銀稲

箕輪南宮神社
宮司 唐沢克忠
祢宜 唐沢光忠
総代会長 井上幸政
箕輪町大字中箕輪木下一二五〇〇

塩尻市中西條鎮座
三嶽神社
宮司 宇治橋牧子
祢宜 宇治橋克彦
権祢宜 宇治橋邦彦

塩尻市北小野鎮座
小野神社
宮司 宇治橋淳
祢宜 宇治橋邦彦
総代会長 古厩猛

松本市村井町
神明宮
宮司 永持はな子
祢宜 宇治橋邦彦
権祢宜 小穴真希

暑中見舞

伊那市御園区鎮座
白山社
宮司　伊藤光宣

長野市三輪鎮座
美和神社
宮司　齋藤吉睦
権祢宜　矢澤龍一

駒ヶ根市赤穂鎮座
大宮五十鈴神社
宮司　白鳥俊明
祢宜　白鳥操子
http://isuzujinja.com

長野市大町鎮座
長沼神社
宮司　長沼忠行
祢宜　長沼房子
権祢宜　長沼誠一

上伊那郡南箕輪村
殿村八幡宮
宮司　唐沢克忠
祢宜　唐沢光忠
総代会長　後藤孝一

長野市松代町皆神山
熊野出速雄神社
（皆神神社）
宮司　武藤美登

奥州一之宮鹽竈神社御分社
鹽竈神社
宮司　大澤明三
祢宜　大澤節子
総代会長　青木三治

安曇野市豊科南穂高
洲波神社
宮司　宮澤佳廣

飯山市五束鎮座
（国重文若宮八幡社）
健御名方富命彦神別神社
宮司　髙橋穣
祢宜　髙橋晶
総代会長　伊東直幸

佐久市臼田鎮座
稲荷神社
宮司　伴野健一
総代会長　久義重

木曽郡南木曽町田立鎮座
県無形民俗文化財花馬祭り
五宮神社
宮司　髙橋邦衛

東筑摩郡筑北村坂北鎮座
無形文化財お田植祭り
刈谷澤神明宮
宮司　山崎洋文
総代会長　堀田勇

佐久市鎮座
平賀神社
宮司　小間澤肇
祢宜　小間澤貴子
総代会長　高橋登

長野市戸隠鎮座
矢本八幡宮
宮司　宮川和工
祢宜　宮川英士
主任総代　八田二三男

上田市武石鎮座
子檀嶺神社
宮司　清住宗廣

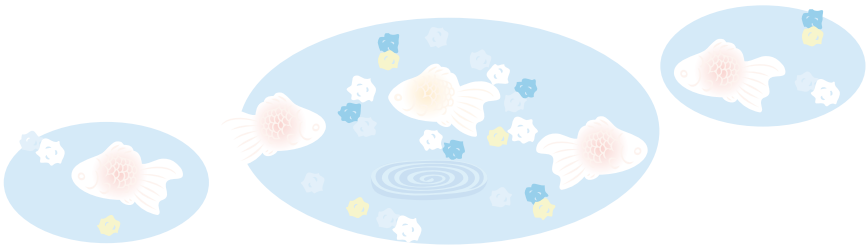

コロナ禍の終息を祈る

コロナ禍の中で、私たちにもできることがあります。それは、手を合わせ祈ることです。日々祈ることで、私たちの心や行動も整うことでしょう。お近くの神社で、または、ご自宅にお神札をおまつりして、ご先祖さまと神さまへの感謝と祈りをささげ、日々の生活の平穏を祈りましょう。

コロナ禍でのご参拝のお願い

神社では感染防止対策をとっておりますが、皆様が安心してお参りできるようご協力をお願いいたします。

神棚の詳しいまつり方は
神社本庁ＨＰをご覧ください。
神社本庁ホームページ
https://www.jinjahoncho.or.jp

長野県神社庁
〒380-0801　長野市箱清水1-6-1
電話026-232-3355
FAX026-233-2720
お神札の授与や神棚のお祓いについては、お近くの神社にご相談ください。